

撮影サポート申し込みの際の遵守事項

新潟県フィルムコミッション協議会（以下「協議会」という。）では、撮影適地を有する会員や関係機関等から協力をいただき、県内におけるフィルムコミッション事業を促進していますが、撮影のサポートが末永く円滑に行えるよう、ご利用いただく映像制作者のみなさんに、下記事項の遵守をお願いしています。

また、記載項目に反する行為のあった場合は、今後、協議会としての支援はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

なお、協議会では、円滑な撮影のサポートを図りますが、施設・場所の管理者又は撮影協力者からの許可、同意等が得られなかった場合など、サポートの内容に関わる責めは負いかねますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 制作代表者の住所、氏名等を明らかにし、遵守事項等への合意として署名願います。（申込書の該当欄をご覧ください。）
2. 協議会との交渉担当を決め、責任者を明らかにしてください。
3. 制作者側の意向変更、施設側の受入れ拒否等の理由に関わらず、紹介した施設との協議内容については、協議会事務局に結果を報告してください。また、紹介施設が撮影場所となった場合は、できる限り協力先としてのクレジットを明示してください。
4. 撮影等に際して、施設・場所の管理者と十分に協議し、施設管理者、撮影協力者等から指示や条件が提示された場合には、それらを厳守してください。
5. 撮影等の際の騒音、夜間照明等により、現場周辺の住民生活に支障が発生すると見込まれる場合は、事前に地域住民への説明と協力依頼をお願いします。
6. 撮影等の予定日時、内容等の変更又は中止の場合には、速やかに施設管理者、撮影協力者等へ連絡し、併せて協議会事務局にも報告願います。
7. 事故、トラブル等が発生しないよう、安全対策には万全を期してください。万が一、それらが発生した場合は、速やかに施設管理者等への連絡を行うとともに、制作者の責任において適切な対応をお願いします。
8. 撮影等に必要業者紹介を受けた場合は、制作者側で契約等をお願いします。
9. 撮影等によって発生する諸費用については、制作者側でご負担願います。
10. 撮影等を終了した時点で、清掃を実施し、施設・場所の原状回復をお願いします。